慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	越境的社会関係資本の創出のための外国人住民支援：社会的包摂としての多文化共生に向けた試論
Sub Title	Supporting foreign residents for creating trans-cultural social capital : toward multiculturalism as social inclusion
Author	塩原, 良和(Shiobara, Yoshikazu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.2 (2011. 2) ,p.279- 305
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	□山宏教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110228-0279

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

越境的社会関係資本の創出のための外国人住民支援

――社会的包摂としての多文化共生に向けた試論――

塩原良和

1　問題意識――パターナリズムとバックラッシュ
2　官製「多文化共生」論の限界
3　「日本人」と「外国人」の二項対立をめぐって
4　「日本人と同じに見える子ども」への支援
5　越境的なつながりの重要性
6　「例外」としての社会的排除の問題性
7　結語――つながりと対話の創出としての多文化共生へ

1　問題意識――パターナリズムとバックラッシュ

一九九〇年代以降、経済・社会的状況や出入国管理政策の変化に伴い、日本社会のニューカマー外国人住民は急増した。その結果、外国人登録者数は一九九〇年末の約一〇八万人から、二〇〇九年末には約二一九万人とな

った。[1] それは依然として全人口の約一・七％に過ぎないが、外国人住民は大都市部や工業地域等に集住する傾向があり、外国人住民増加の社会的影響が顕在化している地域も多い。そうした状況に対処するため、地方自治体は医療・保健、雇用環境、社会保障・福祉、情報流通、言語、子どもの教育といった外国人住民の生活課題に対処する行政サービスを展開している。こうして自治体・市民活動主導で進められてきた日本の外国人住民支援施策は、日本語能力や必要な生活情報へのアクセスが不足しており、多様な生活課題を自力で解決することが困難な社会的弱者としてニューカマー外国人を想定し支援してきた。だが、その意図せざる結果として「困っている、かわいそうな外国人を助けてあげる」というパターナリズムのまなざしが存在していたことも否めない。

二〇〇八年の世界金融危機以降、製造業で働く南米日系人派遣労働者が「派遣切り」に遭う様子がマスメディアで報道されるなど、外国人住民の困窮が社会問題となった。そのため政府は二〇〇九年一月に内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、同年四月には定住外国人施策推進会議が1.教育対策、2.雇用対策、3.住宅対策、4.防災・防犯対策、5.帰国支援、6.国内外における情報提供、7.推進体制の整備といった支援策をまとめた。[2] このうち教育対策では文部科学省が国際移住機関に委託し「定住外国人の子どもの就学支援事業」が開始されたほか、外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員の加配のための予算が計上された。また雇用対策では政府の緊急雇用創出事業に外国人離職者支援が位置づけられたほか、ハローワークへの通訳の配置、定住外国人向け研修の充実などが実施された。いっぽう厚生労働省は二〇〇九・二〇一〇年度に、帰国を希望する日系人離職者二万二四〇三人とその家族に対して帰国支援金を支給し、うち二万一九四人の出国を確認した。[3]

帰国支援事業については批判もあるが、不況によって困窮している多くの外国人住民の存在を認識し、早急に支援しようとする政府の姿勢は評価できる。だがこうした「緊急」の議論では、外国人住民を社会的弱者とみなして救済するパターナリズムが再び強調される。後述するように、こうしたパターナリズムには問題があり、克

服されなければならない。

しかし他方で、このような「緊急」の状況ではパターナリズムに対する「バックラッシュ（反動）」が発生しやすいことにも注意すべきである。「派遣切り」がまず日本人非正規雇用労働者の危機として認識されたように、二〇〇〇年代後半の日本社会では日本人住民のあいだに社会的格差の拡大や雇用の不安定化などに対する不安が拡大している。こうした状況において、外国人住民に対する支援は「日本人ですら苦労しているのに、なぜ外国人をことさら特別扱いして支援する必要があるのか」という批判に直面しがちである。この「逆差別」の論理は、多文化主義的な考え方に基づいて移民・外国人支援政策を実施している先進諸国では頻繁に見られる「バックラッシュ（反動）」である。[4] 日本でも、同和対策に対する反発[5]や、一部の草の根保守による在日外国人批判などにその萌芽が見られる。

バックラッシュとは、特定の経済状況下にのみ起こる一時的な現象ではない。ウルリッヒ・ベックが看破したように、我々の生きるグローバリゼーションの時代は、地球規模のあらゆるリスクによって人々の人生の予測不可能性が高まる「リスク社会」である。[6] こうしたリスクは人々の生活や自己の存在意義に対する不安を高める。[7] バックラッシュとは、特定のマイノリティの人々をこうした不安の元凶であると「悪魔化」[8]して攻撃することで己の不安を鎮めようとする行為であり、グローバリゼーションの拡大と不可分に結びついている。それゆえ日本でも外国人住民支援施策の根拠となっている「困っている、かわいそうな外国人を助けてあげる」という論理がバックラッシュを受ける事態が十分想定される。その際、外国人住民支援を正当化するパターナリズム以外の論理がなければ、外国人住民支援施策自体が否定されてしまう恐れがある。

そこで本稿では、「この経済状況のなか、日本人ですら苦労しているのに、なぜ外国人をことさら特別扱いして支援する必要があるのか」というバックラッシュの主張に対して外国人住民支援政策をどのように正当化しう

るのかを検討する。理論的考察の題材として、日本とオーストラリアのマイノリティ支援について筆者が実施している実証的調査から得られた知見を用いる。[9] そして「多文化共生」概念を「日本人」と「外国人」の二項対立を乗り越えるものへと再定義することで「日本人も困っているのだから外国人を助ける必要はない」という主張に反論する根拠を提示する。本稿は、多文化共生という言葉を単なる行政のスローガンから外国人住民支援に根拠と指針を示す理念へと鍛えなおす試みである。

2　官製「多文化共生」論の限界

一九九〇年代後半になると、それまで自治体や市民活動主導で行われてきた外国人住民支援を理念的に正当化するものとして、「多文化共生」という言葉が行政用語として用いられるようになった。しかし多くの行政用語がそうであるように、多文化共生も意味づけがあいまいなまま行政にとって都合のよいスローガンとして用いられてきた側面がある。[10] それゆえ支援現場ではこの言葉は必ずしも好意的に受け止められてこなかった。日々の実践に悪戦苦闘している支援者や当事者にとって、この行政用語は日本人と外国人が仲良く交流できればすべての問題が予定調和的に解決されるかのような印象を与え、支援者と当事者の葛藤や行政の施策の不備、社会的な不平等の存在を覆い隠す「きれいごと」のように受け止められることもあった。[11]

それでも、多文化共生概念を明確に定義し、外国人住民支援の根拠として確立しようとする努力は行われてきた。そうした試みは、グローバリゼーションによって増大した国民国家の文化・民族的多様性に対処するために欧米諸国で発展してきた「多文化主義（multiculturalism）」概念に大きな影響を受けている。多文化主義の基本的前提は諸文化間の優劣や序列を否定するという意味での文化相対主義であり、パターナリズムとは対立する。[12]

二〇〇〇年代に進められた多文化共生の概念規定をめぐる議論でもパターナリズムの問題性が認識され、外国人を日本人と対等な住民として受け入れて社会参加を促すエンパワーメントの側面が強調された。こうした議論に影響を与えたのが、総務省が二〇〇六年に公表した『多文化共生の推進に関する研究会報告書』が示した多文化共生の定義である。英語圏の「多文化主義」論に精通した社会学者らも作成に加わったこの報告書では、地域における「多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。[13] 総務省はこの報告書に基づき「地域における多文化共生推進プラン」を策定し地方自治体の取り組みを促した。こうして多くの自治体で多文化共生施策に関する指針が策定されることになった。だが二〇〇八年の世界経済危機は、従来の「多文化共生」概念の限界も露呈させることになった。

当時メディアでさかんに報道された日系人労働者の「派遣切り」の問題は偶然起こったものではなく、日本の労働市場における外国人労働者の位置づけの変化を反映している。戦後日本の経済成長を支えた日本的雇用慣行は、大企業において正規労働者を新卒一括採用して企業内訓練によって養成し、年功制の給与体系によって定年まで雇用し続けるモデルであった。しかし中小企業間では労働者の転職率が高く、大企業からの労働者の移動の受け皿にもなっていた反面、中小企業から大企業への入職経路は閉ざされているという二重構造があった。[14] さらに大企業においても、正規雇用者の労働市場の外側にはパートタイマーやアルバイト、日雇い労働者、業務請負業といった非正規雇用の労働市場が存在し、労働力需要の増減などに対応して人件費を抑制する役割を果たしてきた。[15]

外国人労働者の多くは、恒常的な人手不足に悩む中小零細企業で働いたり、製造業やその下請け、孫請けで請負・派遣労働者として働いたりすることで日本の労働市場に参入した。なかでも一九八〇年代末から増加した日

系人の多くは業務請負労働者として、そして規制緩和以後は派遣労働として日本の労働市場へ参入していった。[16] ただしこの時期、外国人労働者は3K職種における日本人労働者の不足を補完していたため、日本人労働者と直接競合することは少なかった。しかしバブル崩壊以後、大企業も不景気での生き残りのために人件費を厳しく抑制した。失業や採用抑制などで正社員の割合は減少し、非正規雇用労働者が急増した。その結果3K職種にも再び日本人労働者が参入するようになった。

しかし外国人労働力への需要がなくなったわけではなかった。状況の変化に対応して安価な労働力を確保するためには、選択肢が多様であったほうが企業にとっては好都合だからである。こうして「日本人が3K職場に戻るのと同時に、日本企業が外国人労働者を活用する仕方も変化してきた。バブル期まで人手不足の解消手段として用いられていたものが、労働市場に戻ってきた日本人をも含めた選択肢の一つになったのである」。その結果、日本人非正規労働者と外国人労働者は同じ労働市場のなかで競合するようになった。[17]

いっぽう世界経済危機が改めて示したのは、企業が危機的状況に陥った場合、日本人であろうと外国人であろうと非正規労働者は真っ先に切り捨てられるという事実である。確かに外国人労働者はより不利で脆弱な状況にあることが多いとはいえ、企業からみればそれは程度の差でしかない。グローバル市場における競争の激化がもたらす企業へのコスト削減圧力は、非正規労働市場で働く日本人と外国人の両方に影響を及ぼしている。

この「日本人と外国人の両方が困っている」という状況こそが、パターナリズムだけではなく、従来の多文化共生が強調してきたエンパワーメントの論理の正当性も揺るがす。パターナリズムを乗り越えようと多文化共生論が強調してきたエンパワーメントの論理も、「日本人」と「外国人」を厳然と区別し、前者を「マジョリティ＝社会的強者」、後者を「マイノリティ＝社会的弱者」として二項対立的にカテゴリー化する前提をパターナリズムと共有しているからだ。この前提ゆえ、エンパワーメントの論理もまた「日本政府は外国人への支援よりも

日本人への支援を優先するべきだ。なぜならば日本は主権国家であり、有権者は外国人ではなく日本人なのだから」というナショナリズムに正当化されたバックラッシュの主張に対して十分な説得力をもって反論しえない。

3 「日本人」と「外国人」の二項対立をめぐって

もちろん「日本人」「外国人」を二項対立的にとらえる見方の問題点を認識し、その乗り越えを目指した先行研究もいくつかある。馬渕仁は日本の学校教育における多文化共生や異文化理解という考え方には、「日本文化」対「異文化」という二項対立的な文化観がいまだに色濃く反映されていると主張する。そして、このような文化本質主義がわれわれと他者との理解や連帯を妨げてきたのであり、それを徹底的に批判して乗り越える必要性を主張する。[18] 一部の研究者の間では文化本質主義批判はもはや「常識」であっても、教育現場や一般社会においては「日本人（日本文化）」「外国人（異文化）」という二項対立の言説が力を持ち続けていることを馬渕の異文化理解教育批判による実証的分析は明らかにする。

同様の問題意識に立ちつつ、日本語教育の分野でこの二項対立を乗り越えようとするのが岡崎眸の「共生日本語教育」論である。岡崎は外国人住民が地域の日本語教室で学ぶ際、日本語を母語として「所有する」教師と、非母語話者である外国人住民との関係が対等ではなくなってしまい、結果的に日本社会・文化への同化をしばしば外国人学習者に強いてきたと反省する。そして母語としての日本語とは異なった「共生言語」としての「共生日本語」を、日本語母語話者と非母語話者が対等な立場でともに創造していくことを目指す「共生日本語教育」の実践を提唱する。「共生日本語」とは、日本人の母語としての日本語ではなく、多様な言語・文化背景をもつ人々がコミュニケーションをする手段としての日本語である。そして日本語母語話者と非母語話者が対等な立場

で「コミュニケーションを進めるために機能し得る共生日本語を、母語話者と非母語話者が一緒になってコミュニケーションを実践することを通して、その場・その場で創造していくこと」が目指される。[19]

共生日本語教育は、母語話者（日本人）と非母語話者（外国人）という二分法を否定し、対等な関係の創出を目指す点で有意義である。ただし牲川波都季も指摘しているように、社会の多くの人々が母語としての日本語が「正しい」と信じている以上、共生日本語教育は教室の中では成立しえても外では「間違った日本語」と認知されてしまう。[20] その結果「価値の低い、不完全な日本語」を話す「外国人」と、「正しい日本語」を話す「日本人」の区別をかえって強化する結果になりかねない。

いっぽう高橋舞は、共生教育を被害者であるマイノリティへのエンパワーメントではなく、加害者であるマジョリティに向けた関係性教育として再定義する。高橋は花崎皋平の「加害可能性」を前提とした共生論をもとに、誰もが誰かの加害者になりうるという事実ゆえに、自己と他者の差異（ポジショナリティの違い）を一方的なまなざしによって固定的に理解してしまうことが他者に及ぼす暴力性を自覚し「常に修正を迫られるのとして反復、流動化させる必要」を説く。[21] こうして高橋は、これまでの他者の理解のあり方を乗り越えるような理解を得る経験を絶えず積み重ねていくこと、すなわち他者と「出会い」続けることによって自己認識を常に疑い、自己を変容させる態度の重要性を主張する。にもかかわらず、出会いは常に「出会い損ね」（他者を理解することの暴力性）でしかありえない。しかしそのことに耐え、それを繰り返しながら生きることが共生教育によって提供されるべき「共生の作法」[22]であり、それによって加害者としての応答責任を果たし、被害者との対話を試みることが求められる。[23]

共生とは理解不能な他者をそれでも理解しようと試み続ける対話である、という高橋の主張には共感する。ただし、加害者としてのマジョリティ（＝日本人）の倫理的責任を強調する高橋の議論は「日本人ですら苦労して

いるのに、なぜ外国人を特別扱いして支援する必要があるのか」と主張する日本人には容易に受け入れがたい。労働市場の変化によって自らが困難を強いられている、という感覚を抱いている日本人が、その同じ労働市場のなかで自分が存在すること自体が他者を苦しめていると実感するのは（たとえ知識としては理解できても）困難だからだ。同じように、他者との出会いが自らの人格を成長させるがゆえに、マジョリティはマイノリティとの共生を受け入れるべきだという主張も、「困っている」感覚にとらわれて心理的な余裕をもてない多くの日本人からは「それどころではない」と拒絶されてしまうだろう。

おそらく、自分が「困っている」と感じているマジョリティにマイノリティと共生するために自己変容するよう説得する際にもっと有効なのは、それが自分が直面している「困った」状況から抜け出すことの助けになるのだと示してみせることではないか。すなわち、「〜すべき」という倫理や道徳の問題として多文化共生を提示するのではなく「われわれは同じ社会で生きているがゆえに、マイノリティとの関係性をより良いものにするために対話することなくして、マジョリティの生きる人生もより良いものにはなりえない」という相互依存的な観点から多文化共生の必要性を強調することである。以下では日本とオーストラリアのふたつの事例から、相互依存を前提にした対話と相互変容の試みとして多文化共生概念を再定義してみたい。

4　「日本人と同じに見える子ども」への支援

ニューカマー外国人住民のなかでもとりわけ弱い立場に置かれがちなのが、子どもである。外国につながる子どもの学習意欲や学力達成は、親の収入、転職、日本語能力や教育に対する意欲、日本の教育制度に関する情報の多寡など家庭の要因に大きく影響されることが指摘されている。[24]

これまで筆者は神奈川県において外国人住民や施策に関する調査に関与してきた。[25] また大学教育の一環として、神奈川県横浜市・川崎市の外国人支援団体が開催する、外国につながる子どもたちへの学習支援教室に大学生とともに参加し、継続的な観察を行ってきた。[26] こうした教室にはエスニシティも滞日年数も多様な子どもたちが参加している。ここで注目したいのは、日本で生まれたり幼少期に渡日したりして、親の母語より日本語のほうが流暢であるのにもかかわらず学習支援を必要とする子どもの存在である。[27] もちろん、新渡日の子どもは日常生活言語を比較的短期間で習得するが、学習で使用する言語の習得には時間がかかり、その結果学力が低迷する傾向があることはよく知られている。[28] だが日本で生まれ育った子どもに関してはこうした説明は適用しにくい。事情に精通していない日本人からみれば、こうした子どもは「日本語を不自由なく話せるのだから、日本人と同じ」に見えてしまう。[29] なぜ「日本人と同じに見える」低学力の子どもに支援が必要なのかという疑問に、日本人と外国人の二項対立にとらわれていては答えることができない。

日本で生まれ育ったニューカマー外国人の子どもの低学力は、経済資本および言語・文化資本の観点から説明できる。筆者が観察した事例では、低学力に悩むニューカマー外国人の子どもの親の職業は低賃金・不安定職種に遍在している。そうした家庭では両親が夜遅くまで働いていて子どもの世話が不十分であったり、再婚した外国人親の連れ子であったり、親とのあいだにコミュニケーションの困難やアイデンティティの葛藤を抱えている事例も多い。[30] こうした複雑な家庭環境で多感な時期を過ごす子どもが、学習意欲を維持するのは容易ではない。親が日本語で絵本を読み聞かせたり小学校の宿題を手伝ったりできないことも、外国につながる子どもたちにとっては不利となる。高校受験期になると、日本の受験制度に関する情報が親に伝わっていないことも多い。さらに子どもがどの学校を目指すことが望ましく、そのために親がどのように子どもに接し、どのような準備をさせればよいのかといった、日本の「受験文化」のハビトゥスを親が保持していないのは、子どもの受験勉強や学習

意欲にとって不利である。[31] こうした家庭では、親たちの母語・母文化を日本の教育制度における子どもの学力達成に有利な資本に転換できないミスマッチが生じているのである。

以上のような分析は特に目新しいものではない。[32] だがここでは、親の母語の問題は別としても、家庭における経済・文化資本の不足やミスマッチはエスニック・マイノリティではない子どもにも起こりうることを強調したい。実際、親の経済状況の不安定さや家庭での文化資本と学力達成のミスマッチは、近年の日本の学力格差の拡大の一つの要因とされる。[33] 学力格差は学歴をつうじた社会階層の固定化に直結することで、日本における「社会的排除」[34]の拡大という問題の一端を形成している。[35] つまりそれは外国人住民に特有どころか、まさに日本社会全体が直面する問題なのである。ただし外国人家庭は日本人に比べて弱い立場に置かれる確率が高いため、問題を集中的に抱え込みやすい。それゆえ「日本人と同じに見える」子どもにも支援が必要になる。それは親が日本語を母語とせず、その不利を補填するだけの経済的資源に恵まれていない（たとえば、子どもを塾に行かせたり家庭教師をつけたりする余裕のない）家庭環境から生じる言語・文化資本における不利を補うための支援ということになる。現在、外国につながる子どもたちに対して行われている無料・低額の放課後補習指導や学習支援教室をいっそう充実させることは、その具体策のひとつとして機能しうる。

5　越境的なつながりの重要性

また学習支援の現場でしばしば指摘されるのが、外国につながる子どもたちにとっての「ロールモデル」となる人々の存在の重要性である。[36] 子どもたちの周囲には、日本の高等教育に進学した経験のある年長者は非常に少ない。その結果、子どもたちは進路や将来についての具体的なイメージをもちにくく、それが学習意欲の停滞に

つながっている。それゆえ外国につながる子どもたちと身近に交流し、彼・彼女たちが将来へのビジョンを形成する際にメンターの役割を果たす大学生や、年齢の近い社会人の存在が貴重になる。筆者の関与した聞き取りや参与観察においても、多くの支援者がこうしたメンターの重要性を指摘した。支援者たちのあいだでは、子どもたちと同じ境遇を経験した外国生まれの（できれば同じエスニシティの）若者が大学に進学して安定した職業に就き、子どもたちのメンターになることを望む声が大きかった。ただし現状では、無料・低額のボランティア学習支援教室に通う子どもの家庭は低所得・不安定所得である場合が多く、その出身者で大学に進学し、日本人学生と同じ経路で就職できる者は少ない。[37]

他方、筆者が川崎市の外国人住民支援団体と実施した実践研究では、学習支援教室で子どもを指導するボランティア・アルバイトの日本人大学生も子どもたちにとってのメンターになりうることが観察された。外国につながる子どもたちは、たとえ日本で生まれたり日本語が流暢であったりしても、日本の大学に通った経験をもつ人と知り合う機会が少ない。したがってそうした人とのつながりの形成を積極的に促すことは、子どもたちをエンパワーする有効な手段となりうる。

こうした「つながり」の形成は、子どもたちが活用しうる社会関係資本（social capital）の創出と言い換えることもできる。[38] ロバート・パットナムは社会関係資本を「結束型」と「橋渡し型」に区別する。前者は集団の構成員内部の互酬性を強化する傾向があるのに対し、後者は外部資源との連携や情報の交流を促進し、人々のあいだにより広い範囲でのアイデンティティ・互酬性をもたらす。[39] ロールモデルの例でいうと、同胞のメンターは結束型・橋渡し型の双方の側面をもちうるのに対し、日本人大学生のメンターは橋渡し型の社会関係資本を強化する。結束型社会関係資本はエスニック・グループとしての団結やアイデンティティの安定をもたらす。[40] これが当事者にとって重要なのは言うまでもないが、日本社会とのつながりを十分にもてずに狭い人脈や人生展望のなかで生

きることを余議なくされている子どもたちにとって、橋渡し型社会関係資本は日本社会で生きる自らの人生の意味を解釈し、ライフチャンスを拡大していくために不可欠である。それゆえ支援において、日本人と外国人という垣根を越えたつながりの創出が重要な目標となる。こうしたつながりを本稿では「越境的な社会関係資本」と名づけたい。

親の経済状況の不安定さや家庭での文化資本と学力達成のミスマッチが日本人児童生徒の問題でもある以上、社会関係資本の創出は日本人児童生徒への支援にもなりうる。苅谷剛彦は現代日本の児童生徒たちのあいだで「やる気」と「努力」における階層間格差が拡大しており、なおかつ社会的下層家庭の児童生徒のあいだで、将来について考えてあくせく勉強することを止めることが自己肯定につながる傾向（インセンティブ・ディバイド）が見られると分析する。[41] 苅谷はその対策としてさまざまな制度改革を提案するが、教育現場での対策に限って考えれば、自分が学ぶことが何に結びつくのかというレリバンス（関連性）を若者が明確に抱くことが重要である。[42] そして高橋も述べていたように、外国につながる同世代の「他者」と出会う経験は、日本人の子どもや若者が自己を変容させる大きなきっかけとなりうる。[43] それゆえ日本人と外国人の境界を越えた社会関係資本の形成は、社会的に不利な立場にいる外国につながる子どもや若者の支援にとって有効であると同時に、日本人の子どもや若者にとっても有意義でありうる。

親の経済・文化資本の影響によって学力達成の面で不利な立場に立たされる子どもは、外国人であろうが日本人であろうが、自分では変えようのない要因によって自己の人生における可能性を阻まれているという意味で社会的排除の状態に置かれている。越境的な社会関係資本の創出とは社会的包摂の推進、すなわち、あらゆる国籍や文化的背景、所得や階層の人々が、孤立や貧困、社会的排除に苦しむことなく自らの人生における機会を公正に享受できる社会をつくることにほかならない。[44] こうして「日本人ですら苦労しているのに、なぜ外国人をこと

さら特別扱いして支援する必要があるのか」という問いに対するひとつの答えが明らかになる。それは「マイノリティだけではなくマジョリティにとっても社会的包摂の推進は重要な課題であり、その達成の手段として日本人・外国人の区別を越えた多文化的な『つながり』（社会関係資本）が社会全体で蓄積されることが有効なのだ」という答えである。

6 「例外」としての社会的排除の問題性

だが、この答えではまだ不十分である。自分たちの社会的包摂さえ維持できれば外国人が排除されていようがどうでもよいという日本人もいるからだ。またマイノリティに対する支援がマジョリティの既得権益を奪うことこそ社会的排除の広がりの原因であるという「逆差別」論の存在も先述のとおりである。こうした主張は基本的に、マイノリティの問題は「他人事」であり、できれば関わりあいたくないという立場をとる。それゆえマイノリティとの関わりのなかで自己の状況を好転させる可能性をいくら示されても、こうした主張をする人々は納得しようとしない。

しかし、マイノリティへの支援がいったん主流の社会福祉政策の一部に組み込まれれば、それはたちまち他人事ではなくなる。マイノリティ支援政策の改変は社会福祉政策体系全体と密接に連関して行われるようになるからだ。その場合、マイノリティの人々の社会的排除を放置ないし助長する政策がマジョリティの人々の社会的包摂に悪影響を及ぼす可能性もある。日本でも多文化共生を社会統合政策として発展させるべきだという主張があり[45]、それは必然的に社会保障・福祉政策としての体系化をともなう。ただし現状では、外国人住民に対する支援はまだ本格的に社会福祉政策体系に組み込まれていないため、この論点を検討するために有用な事例はほとんど

見られない。

そこで、一九七〇年代からエスニック・マイノリティ支援を社会福祉政策体系のなかに制度化してきたオーストラリアに目を向けてみる。日本で世界経済危機が外国人住民の生活を直撃していたのと同じ時期、オーストラリアではひとつの論議を呼ぶ政策が開始された。北部準州の先住民族アボリジニに対する「緊急対応（Emergency Response）」である。

アボリジニと呼ばれる人々は英国の植民地化により一八世紀末から先祖の土地を奪われ、同化政策によって伝統文化や言語を奪われてきた。第二次世界大戦以降の権利回復運動によって先住権や土地権はある程度回復されたが、多くのアボリジニは植民地化の負の遺産である貧困、失業、劣悪な衛生・住宅環境、飲酒や薬物・賭博の蔓延、教育機会や達成における格差、偏見・差別や構造的な不平等に直面している。[46] 二〇〇六年、あるテレビ報道をきっかけに、北部準州のアボリジニ・コミュニティでの児童への性的虐待の深刻さに社会的関心が集まった。[47] 北部準州の労働党政権（当時）の調査委員会が二〇〇七年四月に提出した『幼児は天からの授かりもの』報告書は、アボリジニの児童への性的虐待の存在を認め、行政による早急な対応を求めた。[48]

ただし同報告書も認めているように、こうした問題の存在は以前から知られており、二〇〇六―二〇〇七年になって急に深刻化したわけではなかった。[49] 性的虐待が行われる背景にある、アボリジニ社会に広まる貧困や劣悪な居住環境、失業や教育格差などの社会構造の改善に長期的視野で取り組む必要性も、同報告書の以前にも多くの論者によって指摘されていた。[50] だが連邦政府のジョン・ハワード首相（当時）は同年六月に『幼児は天からの授かりもの』報告書を根拠に、北部準州政府にはアボリジニの幼児虐待問題に対処する能力がないと非難し、連邦政府の介入を発表した。[51] そして「北部準州緊急対応タスクフォース（Northern Territory Emergency Response Task Force）」を結成し北部準州に投入した。[52] 同年八月には関連法案が連邦議会で可決された。こうして開始さ

れた北部準州緊急対応政策は、主に以下のような内容を伴うものであった。[53]

・北部準州のアボリジニの土地でのアルコールの売買・所持・消費を大幅に制限する
・有害な目的に金銭が使用されることを防止し、児童福祉のための財源が適正な目的で使用されるのを保証するために福祉制度改革を行う
・すべてのアボリジニの住民のために、収入管理制度（income system）や家族支援手当と連動させつつ、親が児童を学校に登校させたり自分の子どもに食事をさせることを奨励する
・すべてのアボリジニ児童の健康状況を把握し、いかなる虐待の兆候も見逃さないために、強制的に健康診断を行う
・指定されたアボリジニの居住地を5年間、「該当期間」についての補償の支払いとともに、政府が借り上げる
・州や準州の司法当局の支持を得つつ、指定された地域における治安対策の水準を引き上げる
・指定された地域の共有地、道路、交通機関、滑走路への入域許可制度（permit system）を廃止する
・「失業手当のための労働（work for the dole）」制度をつうじて地域の労働力をコミュニティの美化や修繕に動員する
・市場に見合った価格の家賃や正規の賃貸契約によって住宅事情を改善し、地域の住環境を改革する
・X指定のポルノの所持を禁止し、公金で購入されたすべてのコンピューターに違法な装備がされていないかどうか検査する
・指定された地域のすべての政府事業について責任者を任命する

『幼児は天からの授かりもの』報告書は、政府が対策を講じる前にアボリジニ・コミュニティからの意見聴取を重ねて実施する必要性を強調していた。にもかかわらず連邦政府はそれを無視し、極めて短い期間のうちに緊急対応政策を立案・実行した。[54] また入域許可制度[55]の廃止や先住民族の土地の強制借り上げ、一九七五年反人種差

別法の緊急対応政策に対する適用除外など、同報告書の提言にはなかった内容も盛り込まれた。こうした強引な姿勢は、連邦政府が児童への性的虐待を防ぐことを口実に、一九七六年（北部準州）先住民土地権法などによって先住民族が獲得してきた権利を奪おうとしているのではないかという懸念を先住民族側にもたらした。[56] また同報告書をはじめ多くの個人や団体は、アボリジニ児童の性的虐待問題を改善するためにはアボリジニ・コミュニティの長期にわたるエンパワーメント策が必要であると主張したにもかかわらず、連邦政府の緊急対応政策やその賛同者の主張はきわめてパターナリスティックな発想に基づいていた。[57] 緊急対応政策のこうした問題点について、アボリジニの指導者や人権団体、緑の党、そしてオーストラリアを訪れた国際連合の特別報告者からも批判や疑問が提起された。[58] だがハワード政権が当初掲げた「子どもの安全の確保」という金科玉条は国内世論に支持され、また長いあいだ改善が見られなかったアボリジニの社会的排除の状況に対して予算措置がなされること自体は歓迎するアボリジニ当事者も少なくなかった。[59] 特に収入管理制度などの社会福祉改革については、これを「福祉依存」に陥っているアボリジニ社会を変える好機とみなし、積極的に支持するアボリジニ知識人もいた。[60] 当時連邦政府では野党であった労働党も緊急対応政策を支持し、二〇〇七年一一月の連邦総選挙で政権に就いた後もそれを継続した。

北部準州緊急対応政策は、オーストラリア先住民族と主流社会との関係を考えるうえで重要な諸論点を提起する。本稿では特に、同政策が導入した福祉手当受給者に対する収入管理制度の展開に注目したい。これは給付金が政府の意図に沿って使われるように、受給者の自由を一部制限してその消費行動を管理しようとするものである。給付金の半分以上は現金ではなく特定の店舗でのみ使用可能なカードによって支給され、衣食住や教育といった生活必需品・サービスのために消費するように定められた。アボリジニ受給者の消費活動は、福祉手当の給付を所管する公益法人によって管理された。こうした制限が北部準州の特定の地域に住むアボリジニの福祉手当

受給者だけに、個々の人格や能力にかかわらず一律に適用されることは、その地域のアボリジニ受給者すべてが社会的無能力者で児童虐待の加害者であるかのようなスティグマを付与する点で「差別的」であり、一九七五年反人種差別法や国際人権法に反するという批判も強かった。[61]

しかし連邦政府はこの制度を撤廃せず、まったく反対の対応をとった。二〇〇九年五月、連邦政府は北部準州緊急対応政策に関するディスカッション・ペーパーを発表し意見を募集した。その成果をまとめて公表された改正案の目玉となったのが収入管理制度の適用拡大であった。すなわち意見募集の結果、連邦政府は「収入管理制度は、地域社会において深刻な社会的圧力を被りながら生活している福祉受給者やその家庭を支援するのに効果的な手段であると確信」し、さらに「多くの非‐先住民族の福祉受給者もやはり深刻な孤立や危険な状況に置かれている」と認識した。[62] その結果二〇一〇年七月より、それまでアボリジニ住民に限定されていた収入管理制度を、非‐アボリジニを含む北部準州のすべての福祉手当受給者（若干の適用除外を含む）に適用することを決定した。[63] さらに連邦政府は、将来的には収入管理制度をオーストラリア全土に適用していく方針を明らかにした。こうして収入管理制度が「非差別的」になったとして、連邦政府は北部準州緊急対応政策に対する一九七五年反人種差別法の適用除外を解除すると発表した。[64]

北部準州緊急対応政策における収入管理制度は、適用除外を認めるなど改善されている面もある。にもかかわらず、同制度の「非差別的」な適用拡大という事態は、自立した個人としての権利を喪失しスティグマを付与されることと引き換えに社会福祉制度の適用を認める点でロイック・ワカンの主張する「刑罰国家」論を想起させる。ワカンが論じるように、貧困者や福祉受給者に人格的欠陥者というスティグマを付与し、そうした人々の行動を「ゼロ・トレランス」と呼ばれる厳格な治安政策で管理することは、貧困層を福祉制度から排除し、低賃金労働市場に押しとどめていくことになる。[65] 北部準州でも、労働党に代わって誕生した保守政権が、ゼロ・トレラ

ンスを掲げた治安対策を緊急対応政策と同時に推進している。また北部準州緊急対応政策の事例は、政府がマイノリティに対していわば「やむを得ない措置」[66]として超法規的・例外的な政策を導入するのを黙認することが、マジョリティ自身にとっても危険であることを示唆する。実は連邦政府はかなり以前から収入管理制度を国内のいくつかの地域で限定的に試行し、その効果を検証していた。北部準州緊急対応政策のほか、クイーズンランド州北部ケープ・ヨーク地域のアボリジニ・コミュニティなども収入管理制度の「実験台」にされた[67]。マイノリティを対象にした「例外」措置は、その政策の効果を試す「実験」としては都合がよい。しかもその実験は時間・場所を限定しているがゆえに「成功した」という評価を受けやすい。その結果、マジョリティに対する「例外」であったはずの措置が、やがてマジョリティにも影響を及ぼしていく事態がしばしば生じるのだ[68]。

7　結語——つながりと対話の創出としての多文化共生へ

本稿では、「マジョリティですら苦労しているのに、なぜマイノリティをことさら特別扱いして支援する必要があるのか」というバックラッシュの主張に対して外国人住民支援のの根拠を示すことを試み、以下のふたつの命題を導きだした。第一に、マジョリティとマイノリティは、社会的包摂の実現という共通の課題を有している。社会全体の抱える問題を集中的に被りやすい立場に置かれたマイノリティが包摂されうる社会をつくることは、同じ社会に生きるマジョリティの人々の社会的包摂をより確固たるものにする。第二に、マジョリティとマイノリティは、社会的排除の拡大という共通のリスクを背負っている。マイノリティの人々の社会的排除をもたらす社会制度を黙認・放置することは、マジョリティの人々すらそこから排除される社会制度を生み出すことにつながりかねない。この二つの命題から、マイノリティとマジョリティがともに社会的に包摂される社会（＝多文化

共生社会）が目指されるべきであり、そのような意味で再定義された「多文化共生」こそ外国人住民支援の目標であるという主張が導きだされる。そしてこの目標の達成のために、日本人・外国人の境界を越えた社会関係資本の創出が求められる。

越境的な社会関係資本が創出された状況では、人々のあいだに国籍や文化を越えた日常的な交流が生じる。日本人同士の交流がそうであるように、越境的で多文化的な交流も友好だけではなく緊張や対立を含む。しかし人々は関係を途絶させることなく、相手に対する配慮を土台とした交渉と対話を繰り返して共通の課題に取り組んでいく。アマンダ・ワイスはこうした「労働者階級コスモポリタン」たちの日常実践を「日常的多文化主義（everyday multiculturalism）」と呼ぶ。[69] こうした日常の交渉は常に平凡であり、コミュニティの平和を自動的にもたらすわけでもなければ、制度化された政治過程へのマイノリティの参加に直結するわけではない。しかし日常的多文化主義の存在に目を向けることは、多文化社会における社会関係資本の創出のために避けて通れない。[70] また日常的な交渉と対話は、筆者が別稿で論じた「公共圏の多文化主義的な発展」、すなわちマイノリティがマジョリティと対等な立場で討議できる制度的な場の形成を準備する。[71] 日本人と外国人の境界を越えたつながりの創出を目指した外国人住民支援は、当初はパターナリスティックな発想に基づいていたとしても、そのつながりによってエンパワーされた外国人住民が政治・社会的な意思決定過程に参画することで、やがてパターナリズムを乗り越えていく。マイノリティとマジョリティの越境的なつながりによる社会的包摂の推進として多文化共生を再定義することは、そうした人々のあいだの対話と協働の機会を拡大することにより社会変革をめざす市民的コスモポリタニズム（イエン・アンのいう「コスモポリタン・マルチカルチュラリズム」）のプロジェクトとして、多文化共生（多文化主義）を再解釈することを意味するのだ。[72]

(1) 法務省入国管理局報道発表資料（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00005.html 二〇一〇年八月二〇日アクセス）。ただし外国人登録者数は前年末に比べて約三万人減少し、特に後述する帰国支援事業が行われたブラジル国籍・ペルー国籍といった日系人の減少が顕著である。

(2) 「定住外国人支援に関する対策の推進について」（二〇〇九年四月一六日　定住外国人施策推進会議）。

(3) 内閣府ウェブサイトより（http://www8.cao.go.jp/teiju/suisin/jokyo.html 二〇一〇年八月二五日アクセス）。

(4) 人々をこうしたバックラッシュに駆り立てる過程の精神分析的な解釈として、以下を参照。ガッサン・ハージ（保苅実・塩原良和訳）『ホワイト・ネイション――ネオ・ナショナリズム批判』平凡社、二〇〇三年。ガッサン・ハージ（塩原良和訳）『希望の分配メカニズム――パラノイア・ナショナリズム批判』御茶の水書房、二〇〇八年。

(5) 鍋島祥郎『ハイスクールウォーズⅡ　見えざる階層的不平等』解放出版社、二〇〇三年、八―一一ページ。

(6) ウルリッヒ・ベック（東廉・伊藤美登里訳）『危険社会』法政大学出版局、一九九八年。

(7) ジョック・ヤング（青木秀男他訳）『排除型社会――後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版、二〇〇七年、四八―四九ページ。

(8) 同右、二八一ページ。

(9) ただしふたつの調査はいずれも実施途中であり、本稿での考察は試論に留まる。

(10) 岩渕功一編『多文化社会の〈文化〉を問う――共生／コミュニティ／メディア』青弓社、二〇一〇年、一五―二四ページ。

(11) たとえば以下を参照。藤岡美恵子「植民地主義の克服と『多文化共生』論」中野憲志編『制裁論を超えて――朝鮮半島と日本の〈平和〉を紡ぐ』新評論、二〇〇七年、三四―七七ページ。植田晃次・山下仁編著『「共生」の内実――批判的社会言語学からの問いかけ』三元社、二〇〇六年、二三五―二三六ページ。崔勝久・加藤千香子編『日本における多文化共生とは何か――在日の経験から』新曜社、二〇〇八年。

(12) 馬渕仁『クリティーク多文化、異文化――文化の捉え方を超克する』東信堂、二〇一〇年、四、一九六ページ。ただし多文化主義は理論・実践的にきわめて多様であり、文化相対主義の原則さえも修正されて解釈・遂行されることが多い。詳細は塩原良和『変革する多文化主義へ――オーストラリアからの展望』法政大学出版局、二〇一〇年を

参照。

(13) 総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』二〇〇六年、五ページ。

(14) 田端博邦『グローバリゼーションと労働世界の変容——労使関係の国際比較』旬報社、二〇〇七年、二八三—二八四ページ。

(15) 梶田孝道ほか『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会、二〇〇五年、一六三—一八五ページ。

(16) 同右書、一六四—一六六ページ。

(17) 同右書、六六—七一ページ。

(18) 馬渕前掲書、六九、一九四—一九九ページ。

(19) 岡崎眸「共生日本語教育とはどんな日本語教育か」岡崎眸監修、野々口ちとせ他編『共生日本語教育学——多言語多文化共生社会のために』雄松堂出版、二〇〇七年、二九五ページ。

(20) 牲川波都季「『共生言語としての日本語』という構想——地域の日本語支援をささえる戦略的使用のために」植田晃次・山下仁編著前掲書、一二〇ページ。

(21) 高橋舞『人間成長を阻害しないことに焦点化する教育学——いま必要な共生教育とは』ココ出版、二〇〇九年、一四六、一八一ページ。

(22) 同右、二〇一—二一三ページ。

(23) 同右、二四一—二四二ページ。

(24) 宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育——不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会、二〇〇五年、八—九ページ。

(25) かながわ自治体の国際政策研究会『神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書』二〇〇一年八月。川崎市『川崎市外国人市民施策実施状況調査報告書』二〇〇四年二月。東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター「協働実践研究プログラム」渡戸・関班『多文化学習活動センター（仮称ＣＥＭＬＡ）創設に向けた外国人生徒の支援ニーズに関する調査報告書』二〇〇八年三月など。

(26) 筆者はこのような参与観察を二〇〇八年度から続けている。大学のゼミや演習として定期的に学習支援教室に通い、大学生が子どもたちに勉強を教えている様子を観察し、教室を運営するスタッフやボランティアへのインタビューを行う。人手が足りないときは筆者自身が子どもたちに勉強を教えることもある。実施期間や日数は年度によって異なるが、年間約四か月、およそ隔週一回〜週二回（一回約二時間）程度である。二〇〇九年度の実践については、参加した学生による報告書を参照（http://www.clb.mita.keio.ac.jp/law/shiobara_seminar/friends09.pdf URL）。

(27) 筆者はこうした子どもたちと横浜市の外国人集住地域で支援団体が開催する学習支援教室で出会った。その地域の市立小学校には、そうした子どもたちが多数在籍している。

(28) 太田晴雄「日本的モノカルチュラリズムと学習困難」宮島・太田編前掲書、六一ページ。

(29) 筆者は二〇〇八年度から二〇一〇年度にかけて、毎年約一〇〜三〇人の大学生が横浜市・川崎市の外国人児童生徒への学習サポートに参加することに担当教員として関与してきた。参加後の振り返りでは、学生からは「かれらは日本語も話せるし、日本人と変わらないのではないか」という感想が必ずといっていいほど聞かれた。

(30) フィールドワークを行った横浜市・川崎市の外国人住民支援団体のスタッフの証言からも、こうしたケースが多いことが裏づけられた。

(31) 筆者がフィールドワークを行った団体を含め、東京都や神奈川県の多くの外国人住民支援団体が外国人の親を対象にした中学・高校受験ガイダンスを実施している。そのひとつに筆者も参加したことがあるが、単純に学校の偏差値や試験方式を伝えればよいわけではない。たとえばある支援者によれば、生徒の進路を決めるための学校での三者面談の際、日本人の親であれば理解可能であろう教師の物言いの微妙なニュアンスが外国人の親には理解できず、その結果子どもの学力や適性に合わない学校を受験させてしまう場合があるという。

(32) 太田前掲論文を参照。

(33) 鍋島前掲書、三四—六三ページ。苅谷剛彦『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂、二〇〇一年。

(34) 岩田正美は社会的排除を、「それが行われることが普通であるとか望ましいと考えられるような社会の諸活動への『参加』の欠如」であり、「様々な不利の複合的な経験」として個々人の人生のなかで多様な形で現れる「排除の

プロセス」であり、とりわけ空間的・制度的な排除という特徴をもつと述べる。岩田正美『社会的排除――参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、二〇〇八年、二〇―三二ページ。

(35) 苅谷前掲書、二二一ページ。

(36) たとえば田房由起子「子どもたちの教育におけるモデルの不在――ベトナム出身者を中心に」宮島・太田前掲書、一五五―一六九ページを参照。

(37) 神奈川県において筆者たちが調査した範囲では、相模原市の学習支援教室で外国につながる若者の短大生（二〇〇七年当時）一名が、川崎市の教室では社会人一名（二〇一〇年現在）が、後輩たちのロールモデルの役割を果たしていた。なお外国につながる大学生や若者とその後輩たちを積極的につなげようとしている支援者もいた。

(38) 社会関係資本はさまざまなアプローチから研究されているが、代表的論者であるパットナムは社会関係資本を「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」と、リンは「人々が何らかの行為を行うためにアクセスし活用する社会的ネットワークに埋め込まれた資源」と定義する。ロバート・D・パットナム（柴内康文訳）『孤独なボウリング――米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房、二〇〇六年、一四ページ。ナン・リン（筒井淳也ほか訳）『ソーシャル・キャピタル――社会構造と行為の理論』ミネルヴァ書房、二〇〇八年、三二ページ。

(39) パットナム前掲書、一九―二〇ページ。

(40) 同右。

(41) 苅谷前掲書、二一一ページ。

(42) 同右、二三〇ページ。

(43) 筆者の大学での教育実践においても、外国につながる中高生との「出会い」による日本人大学生たちの「自己変容」が限定的ながら観察できた（http://www.clb.mita.keio.ac.jp/law/shiobara_seminar/friends09.pdf）。

(44) こうしたつながりがもたらす多様な人々との交流から、それまでその地域に存在していなかった発想や実践が生み出される可能性がある。その意味で、越境的な社会関係資本という発想はリチャード・フロリダの「クリエイティブ資本」という概念とも親和性がある。リチャード・フロリダ（井口典夫訳）『クリエイティブ資本論――新たな経

済階級の台頭』ダイヤモンド社、二〇〇八年。

(45) たとえば北脇保之「日本の外国人政策――政策に関する概念の検討および国・地方自治体政策の検証」『多言語多文化――実践と研究』第1号、二〇〇八年、五―二五ページ。

(46) たとえば以下を参照。Sharp, Ari and Tom Arup, "UN says Aboriginal health conditions worse than Third World," *Sydney Morning Herald*, December 5, 2009.

(47) Maddison, Sarah (2009) *Black Politics: Inside the Complexity of Aboriginal Political Culture* (Crows Nest NSW: Allen and Unwin), p. 13.

(48) Board of Inquiry into the Protection of Aboriginal Children from Sexual Abuse (2007) *Ampe Akelyernemame Meke Mekarle* (*Little Children are Sacred*) (Northern Territory Government), pp. 57–73.

(49) Ibid. p. 5.

(50) Ibid. pp. 12–18.

(51) Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs, The Sanate (2007) *Social Security and Other Legislation Amendment* (*Welfare Payment Reform*) *Bill 2007 and four related bills concerning the Northern Territory National Emergency Response* (Canberra: Commonwealth of Australia), pp. 1–2.

(52) 同タスクフォースは政権交代後の二〇〇八年六月まで活動を続けた。*Northern Territory Emergency Response Task Force Final Report to Government*, June 2008.

(53) Maddison, op. cit., pp. 13–14.

(54) Board of Inquiry into the Protection of Aboriginal Children from Sexual Abuse, op. cit. p. 21. および同報告書の著者の一人による以下の寄稿も参照。Wild, Rex, "An unfinished business," *The Age*, September 11, 2009.

(55) 一九七六年アボリジニ土地権法によって確立された制度で、アボリジニの伝統的土地所有者の土地・居留地に外部の者が許可なく立ち入るのを土地所有者であるアボリジニが拒否できる仕組み。

(56) Turner, Pat and Nicole Watson (2007) "The Trojan Horse," in Jon Altman and Melinda Hinkson (eds.) *Coercive Reconciliation: Stabilise, Normalise, Exit Aboriginal Australia* (North Carlton, Arena Publishing Associa-

tion), pp. 205–212.

(57) Board of Inquiry into the Protection of Aboriginal Children from Sexual Abuse, op. cit., p. 12–18. Australian Council of Social Service (2008) *Submission to the Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs NT Emergency Response Review* (Strawberry Hills NSW: ACOSS), p. 40. Maddison, op. cit. pp. 41–43.

(58) 主なものとして以下を参照。Australian Council of Social Service, op. cit., Altman and Hinkson eds., op. cit. Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs, op. cit. Amnesty International Australia (2009) *Race Discrimination, Special Measures and the Northern Territory Emergency Response* (Broadway NSW: Amnesty International Australia).

(59) Central Land Council (2008) *Reviewing the Northern Territory Emergency Response: Perspectives from Six Communities* (Alice Springs: Central Land Council).

(60) もちろん、こうした考えや緊急対応政策自体に反対する者も多く、アボリジニ指導者間での意見対立が顕在化した(Maddison, op. cit. pp. 14–18.)。

(61) Australian Council of Social Service, op. cit. pp. 13–14. 以下も参照。Amnesty International Australia, op. cit. Central Land Council, op. cit.

(62) Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs (2009) *Policy Statement: Landmark Reform to the Welfare System, Reinstatement of the Racial Discrimination Act and Strengthening of the Northern Territory Emergency Response*, p. 5.

(63) Ibid., p. 6.

(64) Ibid., pp. 1–2.

(65) ロイック・ワカン（森千香子・菊池恵介訳）『貧困という監獄――グローバル化と刑罰国家の到来』新曜社、二〇〇八年。

(66) 塩原良和「あらゆる場所が『国境』になる――オーストラリアの難民申請者政策」『Quandrante』第10号、二

〇〇八年、五一―六四ページ。

(67) Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs, op. cit., p. 6.

(68) ハージ二〇〇八年前掲書、八五―八九ページ。

(69) Wise, Amanda (2009) "Everyday Multiculturalism: Transversal Crossing and Working Class Cosmopolitans," Amanda Wise and Selvaraj Velayutham (eds.), *Everyday Multiculturalism*, New York: Palgrave Macmillan, pp. 21–45.

(70) Ibid., p. 42.

(71) 塩原二〇一〇年前掲書、一三三―一三七ページ。

(72) Ang, Ien (2008) "Passengers on Train Australia," *Griffith Review* 19, pp. 229–239. また多文化主義のコスモポリタニズム的再解釈の理論的試みとして以下も参照。Delanty, Gerard (2009) *The Cosmopolitan Imagination: The Renewal of Critical Social Theory* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 132–156.

謝辞：本稿執筆の際、名古屋大学大学院国際開発研究科に客員研究員としてお招きいただき、講演や研究の機会をいただいた。そこから、本稿の執筆に関する有益な示唆を得ることができた。記して御礼申し上げたい。